[illegible]

[illegible]

一 文金高三分也

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文化元年
子十一月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

永代相渡申御見取地之事

三畝拾四歩　所ハ松原畑畔田共

但し三ヶ所道明切ル有

一文金六両壱分也

右ハ当子暮御年貢ニ指詰り申ニ付、

右之金子只今慥ニ請取御年貢ニ御上

納仕候処実正也、右之御見取地畝歩

永代ニおゐて貴殿方江相渡し申候ニ付而者

永々孫子ニ至迄一言之違乱申間敷候、

為ニ後日一、依レ之庄屋奥印証人加判手

形証文、依而如レ件

文化元年　　売主　平蔵㊞

子十一月　　証人　平八㊞

庄屋　半右衛門㊞

惣吉様

半兵衛様

※文中の印（二箇所）については省略

【解説】

この文書は土地の譲渡に関する証文で、愛知郡八事村（現名古屋市昭和区、天白区）の庄屋を務めていた山田家に伝来していたものです。

八事村は、新田高を合わせた1120石余の内、239石余は尾張藩士8人の相給（1つの村落に複数の領主がいる）の村でした。

文化元年（1804）11月、この年の年貢を納めるために、平蔵が3畝14歩の見取地を文金6両1分で惣吉、半兵衛へ売り渡したというもので、土地を譲渡するにあたり、譲り主から永久に異議を唱えないことを約束しています。また、記載内容が正しいことを証明するため、庄屋の半右衛門が奥印をしています。

見取地（見取場）とは、実際に農作物の収量検査を実施し、その結果によってその年の年貢率や小作料を決定した場所のことです。

なお、「文金」とは、当時流通していた「元文金銀」のことを指すと思われます。